**条件付き一般競争入札公告**

　次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に準じ公告する。

令和元年　７月２２日

農事組合法人　末広ファーム

　　代表理事　柳沢　義一

１．入札方法

　　本工事は、入札参加確認申請、入札等の手続きを紙入札方式によりおこなう。

２．入札参加資格

　　入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

　　　①　競争入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの間において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。

　　　②　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

　　　③　暴力団関連について、次のいずれにも該当しないこと。

　　　　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団であると認められるもの。

　　　　イ　暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　　　ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者へ損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

　　　　エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

　　　　オ　暴力団または暴力団員と社会的非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　　　カ　暴力団、暴力団員またはウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

　　　④　本工事の調査業務、計画業務及び設計業務を行った者でないこと。

　　　⑤　税に滞納がない者であること。

　　　⑥　その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりである。

３．入札参加資格確認申請等

（１）入札参加申請に必要な資料の配布

　　　農事組合法人末広ファームでの配布とする。

（２）入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を発注概要書に示す期限までに農事組合法人末広ファームへ１部提出すること。

（３）入札参加資格の確認

　　　入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

（４）入札参加の辞退

　　　入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

（５）設計書等の閲覧等

　　①　本工事に係る設計図書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び貸出しの方法等については、鹿角市設計図書等の閲覧等に係る取扱要領（平成１１年訓令第２７号）の規定に準じる。

　　②　閲覧等の期間は発注概要書に示すとおりとする。

（６）設計図書等に対する質問及び回答

　　　設計図書等に対する質問及び回答の方法は、鹿角市設計図書等の閲覧等に係る取扱要領（平成１１年訓令第２７号）の規定に準じよるものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

４．入札保証金及び契約保証金

　　　鹿角市財務規則（平成１１年鹿角市規則第１２号）の規定に準じる。

５．入札の執行場所・日時及び入札書等の提出等

（１）提出方法

　　　発注概要書に示す入札執行の場所及び日時に入札書を持参により提出（郵便による提出は認めない。）しなければならない。また、入札当日は、入札時刻１０分前までに入札会場に集合しない者は、棄権したものとみなす。

（２）入札書に記載する金額

　　①　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

　　②　入札金額は１，０００円単位とする。

（３）入札内訳書の提出

　　　建設工事の入札であって予定価格を事前に公表した入札又は、事後に公表する入札のうち調査基準価格を定めた入札においては、第１回目の入札書に記載する金額に対応する入札内訳書を入札書の提出に合わせて提出すること。入札内訳書は工事名、入札額等を記入した表紙をつけた上で、３つ折のＡ４用紙が入る封筒に入れ、封・割り印をして提出すること。

（４）その他

　　①　落札とすべき入札をした者がいないときは、再々入札まで執行する。

　　②　入札参加者が１者であっても、入札を執行するものとする。

６　落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が２者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

（２）（１）の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。

　　①　落札候補者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

　　②　落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

（３）（２）によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が２者以上である場合は（１）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（２）の確認等を行うものとする。

（４）落札者が決定するまで、上記の方法を順次繰り返すものとする。

（５）契約権者は、（２）において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書により当該落札候補者に通知するものとする。

（６）（５）の通知を受けた者は、当該通知日の日の翌日から起算して２日（鹿角市の休日を定める条例（平成２年鹿角市条例第２３号）第１条第１項に規定に準じ、市の休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、契約権者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

（７）低入札価格調査制度を適用した入札において、入札価格が最も低い者が調査基準価格を下回ったときは、鹿角市低入札価格調査制度実施要綱（平成１３年鹿角市訓令第３１号）及び鹿角市低入札価格制度運用要領（平成１３年鹿角市訓令第３２号）の規定に準じ決定した落札候補者（２者以上であるときは、くじの方法により順位を決定した最上位者）の入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合、当該落札候補者を落札者とする。また、当該落札候補者が、入札参加資格を有しないことと決定したときは（５）、（６）の規定によるものとする。

７．入札の無効

　　次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）競争に参加する資格を有しない者（入札に参加する権利を得た者以外の者）のした入札

（２）委任状を持参しない代理人（記名押印を欠く委任状を持参した者を含む。）のした入札

（３）所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者（入札保証金の全部を免除された者を除く。）のした入札

（４）記名押印を欠く入札

（５）金額を訂正した入札

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（７）明らかに連合によると認められる入札

（８）同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（９）その他入札に関する条件に違反した入札

８．配置予定技術者（監理技術者等の専任配置を要する場合）

（１）落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置しなければならない。

（２）入札参加者は、他の工事の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本工事に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約権者に報告しなければならない。

（３）本工事に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

９．その他

（１）入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。

（２）入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることができる。

（３）完成期限は、事情により変更することがある。

（４）入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を順守しなければならない。

（５）発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあっては、制度の運用については、鹿角市低入札価格調査制度実施要綱（平成１３年鹿角市訓練第３１号）及び鹿角市低入札価格調査制度運用要領（平成１３年鹿角市訓令第３２号）に準じるほか、次によるものとする。

　　①　入札参加者は、低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

　　②　低入札価格調査を経て契約を締結した場合において、下請負に付したときは、低価格受注によって下請負人へのしわ寄せが生じることのないよう配慮しなければならない。

（６）落札決定通知日は、事情により変更することがある。

（７）落札決定の日から契約締結までの間において、落札者が２に掲げる要件をみたさないこととなった場合は、契約権者は当該落札者と契約を締結しないことができる。

（８）落札者は、落札決定の日から起算して５日以内に契約を締結しないときは、落札の効力を失う。ただし、契約の締結に応じられないやむを得ない事情がある場合は、あらかじめ契約権者の承諾を得てこの期間を延長することができる。

（９）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則、鹿角市財務規則及び鹿角市競争入札等事務処理要綱の定めに準じるところによる。

**工事別発注概要書**

入札参加資格等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 工 事 名 | | 農事組合法人末広ファーム穀物乾燥調製施設機械設備工事 | | |
| 工事場所 | | 鹿角市十和田字末広家ノ下　地内 | | |
| 工事概要 | | 農事組合法人末広ファーム野菜集出荷調製施設及び穀物乾燥調製施設新築工事に関する機械設備購入及び設置業務一式 | | |
| 工事期間 | | （着工）契約締結（成立）日の翌日　（完成）令和２年２月７日 | | |
| 予定価格 | | 公表しない | | |
| 低入札価格調査制度又は  最低制限価格制度の適用 | | | | 適用しない |
| 入札参加資格要件 | 同種工事の施工実績 | | 有効期間 | 平成２１年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了したものであること。 |
| 工事の内容 | 最終請負金額（税込）が同種工事の場合で５千万円以上の工事であること。 |
| その他の事項 | ・建設業法に定める登録業種のうち機械器具設置工事業の許可を受けており、経営事項審査  結果の総合評定値（P）が１，０００点以上であること。  ・本施設（農事組合法人末広ファーム穀物乾燥調製施設）より、概ね３０分以内の場所に  整備士を有する支店又は営業所等を有し、突発的な故障時の敏速な対応体制が整っている  こと。 | | | |

**工事別発注概要書**

入札関係書類提出方法等

（農事組合法人末広ファーム穀物乾燥調製施設機械設備工事）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札参加資格確認申請書等の提出等 | 提出期間 | 令和元年７月２３日（火）～令和元年８月１日（木）  （提出は期間中の土日を除く午前9時から午後5時までとする） |
| 提出書類等 | ・競争入札参加資格確認申請書  　・同種工事の施工実績  　・契約に係る指名停止等に関する申立書  　・その他入札参加資格要件を証明する書類一式 |
| 提出方法 | 持参 |
| 提出先 | 農事組合法人末広ファーム |
| 設計図書等の閲覧・貸出期間 | | 令和元年７月２３日（火）～令和元年８月１日（木）  （閲覧・貸出は期間中の土日を除く午前9時から午後5時までとする） |
| 設計図書等の閲覧・貸出場所 | | 農事組合法人末広ファーム |
| 設計図書等に対する質問期限 | | 令和元年７月３１日（水）　午後５時 |
| 設計図書等に対する回答期限 | | 令和元年８月　１日（木）　午後５時 |
| 入札執行場所 | | 鹿角市十和田末広字沖ノ平７０  大欠農業研修センター（大欠自治会館） |
| 入札執行日時 | | 令和元年８月５日（月）　午後１時 |
| 落札決定通知日（予定） | | 令和元年８月５日（月） |
| 問合せ先 | 機　　関 | 農事組合法人末広ファーム |
| 所 在 地 | 鹿角市十和田末広字上ミ谷地１５番地 |
| 電話番号 | ０１８６-２５-８７１３ |
| FAX番号 | ０１８６-２５-８７１４ |
| その他の事項 | ・設計図書等は簿冊での閲覧・貸出とします。貸出しした簿冊は当日中に返却ください。 | |